

[事案 2022-4] 契約無効等請求

・令和4年11月14日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、保障変更の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成2年11月に契約した終身保険（契約①）の入院関係特約について、医療保障変更制度を利用して平成30年10月に医療保険（契約②）に変更した。その後、契約①の保険料払込期間が満了となったため、年金支払移行特則（保険料払込期間満了後、将来の一生涯保障の全部又は一部を年金に移行する特則）により、10年保証期間付終身年金に移行しようとしたところ、基本年金額が所定の金額に足りず、移行することができなかった。しかし、以下の理由により、契約②に充当された入院関係特約の責任準備金を契約①に戻すか、保障変更前の契約①に戻してほしい。

- (1)募集人に対して、医療保障変更制度を利用した場合、年金支払移行特則による年金額等に変更があるか確認したところ、変わらないとの回答であった。
- (2)募集人から、医療保障変更制度を利用すると、契約①が10年保証期間付終身年金に移行できなくなるとの説明は一切なかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が、申立人から年金額についての質問を受けた事実はない。
- (2)仮に、医療保障変更制度を利用せず、年金に移行していたとしても、約款に定める基本年金額に達していないため、10年保証期間付終身年金に移行することはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保障変更時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。